

添付資料 2

「道営電気事業のあり方に関する中間報告書」 についての道民意見募集結果	・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～4
--	----------------------

「道営電気事業のあり方に関する中間報告書」についての意見募集結果

「道営電気事業のあり方検討委員会」でとりまとめた「道営電気事業のあり方に関する中間報告書」について、道民意見提出手続きにより、道民の皆様からご意見を募集したところ、39人、10団体から、ご意見が寄せられました。

ご意見の趣旨及びご意見に対する検討委員会の考え方については、次のとおりです。

(類似したご意見についてはまとめて記載しており、意見の概要欄下段の()は意見件数となっております。)

整理番号	意見の概要	意見に対する委員会の考え方	報告書への反映等
1	<p>道営の水力発電所は、国家的な政策に基づき建設されているほか、治水・農業用水など他の関係が深く、本来は公共的組織が運営することが望ましい。</p> <p>民間譲渡の場合は、信頼度の高い民間企業とし、利水コントロールについてしっかりとした引継が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">(5件)</p>	<p>譲渡する相手先は、水力発電所の運転管理の経験や、公共性・公益性を有する信頼できる民間企業とする必要がありますが、譲渡先やダム管理者との協議にあたっては、治水や利水にも十分配慮した水運用など、これまで道営電気事業が果たしてきた役割の継続について、譲渡先に強く要請して欲しいと考えています。</p>	<p>(P16)</p> <p>IV 2④に「譲渡先に対しては、道営電気事業が果たしてきた役割の継続や地域経済に配慮した事業運営に努めるよう要請すること。」と追加記載しました。</p> <p>(P15)</p> <p>IV 1の「譲渡する相手先は、<u>公共性・公益性を有する信頼できる民間企業とする必要がある。</u>」を太字強調しました。</p>
2	<p>民間譲渡した場合、利益優先となり、環境保全・農業用水の優先・治水効果等が難しくなる。</p>		
3	<p>民間譲渡については、環境・安全性など将来的なことを考えると非常に不安が残る。存続して欲しい。</p>		
4	<p>経営の効率化・省力化促進は急務であり、多くの課題の整理を進め条件整備を進めなければ、民間譲渡は不可能と思う。</p> <p style="text-align: right;">(2件)</p>	<p>民間譲渡の有無に関わらず、道営電気事業の経営効率化は必要だと考えています。</p> <p>また、道では、これまでも、民間委託の拡大などの民間の経営手法を導入し、「北海道公営企業経営指針」に基づく、経営努力数値を平成15年に設定し、経営の簡素化・効率化に努めてきておりますが、より一層、料金単価の引き下げに向け、効率化に取り組んで行くものと考えています。</p>	<p>(P16)</p> <p>IVのまとめ(太字部分)で「まず、第一に、<u>徹底した経営の効率化に努め</u>」と記載しております。</p>
5	<p>事業運営の簡素効率化について、8年間で、約25%の職員を削減し、大変努力しているが、一層の経営努力を切望する。</p> <p style="text-align: right;">(2件)</p>		
6	<p>民間譲渡に異議を唱えるものではないが、発電施設等は道庁の貴重な財産の一部である。将来に向けてもその意義・目的はあると思うので、経営努力(コスト削減)を進め、料金単価の縮減を図り、平成22年度以降の動向などを見ながら再度検討することも必要ではないかと考える。</p>		
7	<p>公共性、公益性の高い事業であり、民間譲渡を検討すると同時に、現行体制での経営改善策を今一度検討すべきではないか。</p>		

整理番号	意見の概要	意見に対する委員会の考え方	報告書への反映等
8	道営電気事業は、地元市町村にとって交付金・振興補助金等や職員が現地に配置されることによる税収・購買等、貢献は少なくないものである。 譲渡された場合、人口減等で地域の活力衰退が懸念されている地元にとっては、影響は大きいものと思われるため、地域の活性化等の具体案を期待する。 (4件)	道営電気事業では、水力発電所の立地する地元市町村に対し、電源三法交付金や市町村交付金（固定資産税相当額）のほか、独自で振興事業補助金を交付し、地域振興に寄与しているものと評価されます。 なお、民間に譲渡した場合でも、これまでと同様、電源三法交付金や固定資産税による市町村への収入が見込まれるものと思われます。	(P16) IV 2④「譲渡先に対しては、・・・地域経済に配慮した事業運営に努めるよう要請すること。」と追加記載しました。
9	将来の施設管理や地域振興に重大な不安を感じる。公共性の極めて強い施設であることを、再確認していただきたい。	また、譲渡交渉においては、発電所所在市町が、人口減少など多くの課題を抱えていることなどを十分考慮し、地域経済等に十分配慮するよう要請が必要であると考えます。	
10	「公共性、公益性を有する信頼できる民間企業」は、その体質を持続できるのか。 また、大手企業に譲渡された場合、小さな町には恩恵は薄くなると考えられる。 従業員数名の会社が多い町には、道営事業の有無は小さいものではない。出来れば今のままと望む。		
11	電力会社以外への民間企業に譲渡した場合、新たな雇用の創出の可能性はあるのではないか。		
12	(財)北海道公営企業振興協会は、平成6年度に旧北炭閉山に伴い、清水沢・滝の上発電所を取得した際に設立され、当時の北炭職員を雇用し、当該発電所の運転管理を受託していると聞いているが、これらの経緯を踏まえ、民間譲渡にあたっては、財団法人及びこれら職員の処遇についても十分配慮願いたい。 (4件)	ご意見のとおり、職員などの処遇につきましては、配置転換、雇用移転など、労働条件に関する事項について、慎重に検討する必要があるものと考えます。	(P10) II 3(3)として「(財)北海道公営企業振興協会の取扱い」を新たに項目立てしました。
13	民間譲渡の場合は、現職員の意向も考慮し、処遇については最大限配慮すべきと思う。 (2件)		(P16) IV・2⑥で「職員の処遇」について記載しております。
14	民間譲渡ありきではなく、第3セクター等の他の事業形態もあると思う。	道営以外の経営形態として、民間企業、地方独立行政法人、道出資の株式会社化(第3セクター等)などが考えられます。	(P15) IV 1 前段に「経営形態」について記載しております。
15	今日の行財政や電力自由化等を考えた場合、公営が行う必要性が薄れ(使命はほぼ果たした)、スケールメリット(人的、資金的)が発揮できる民間に譲渡することはやむを得ないと思う。 (6件)	しかし、道営電気事業の発電所は、道央と道北に分散しているため管理の効率化が難しいこと、将来的に老朽化対策等で投資が必要なことなど、ハイリスク事業であり、規模が小さく、他から支援が期待できない地方独立行政法人などによる経営は難しいものと判断されます。 また、第3セクターについては、新たに創設することは、現実問題として不可能と考えております。	
16	水力発電は、クリーンエネルギーとして北海道の地域性に適しており、公が先頭に立ち、北海道の未来を見据えて、道営電気事業のあり方を時間をかけて議論すべきと考える。	このため、事業規模のスケールメリットを最大限活用することで、管理運営の効率化が図られ、多様で低利な資金調達が可能で、全道に展開している民間企業に一括譲渡することが必要としたところであります。	
17	電気事業自由化により、従来の独占体制は否定されており、地域資源を活用したローカルプレイヤーによる供給や電力ベンチャー企業への譲渡の可能性もあるため、一括にこだわらず、より幅広い議論を望む。 (2件)		
18	経済性だけでなく、道営と民間を比較しメリットが多いかどうかの面も重視して検討すべきと考える。		

整理番号	意見の概要	意見に対する委員会の考え方	報告書への反映等
19	旧北炭が残置した物件（PCB等）の処理について、どのような考えを持っているか。 (2件)	水力発電事業は石油代替エネルギーの確保に一定の役割を果たしており、経営形態に関わらず、継続していく意義があると考えており、その点からも一括譲渡としたところであります。	(P10) Ⅱ3(2)に「なお、発電所は、北海道遺産の「空知炭鉱関連施設」の一部として選定されている。」と追加記載しました。
20	道の施策的な側面を担って取得した旧北炭の発電所が経営を厳しくしている部分があると思う。 経済的理由で両発電所を廃止する様に書かれているが、貴重なクリーンエネルギーであるため、広い視野で、もう一度存続、再開発を考慮する余地があると思う。 (2件)	また、PCB等の取扱については、今後の譲渡交渉の中で協議されるものと考えております。 なお、滝の上発電所につきましては、「空知炭鉱関連施設と生活」の中の発電施設の一つとして、北海道遺産に登録されており、ご意見のとおり「産業遺産」としての取扱について十分配慮する必要があるものと考えます。	
21	滝の上発電所は、北海道の石炭産業の歴史と物語を秘めており、近隣施設への移転や運転を継続しながら公開等するなど、北海道の産業遺産として保存することを望む。		
22	「再生可能な純国産のエネルギー」の位置づけは、北海道の未来に欠くことの出来ない展望であり、エネルギー施策として知事部局に委ねるべきと考える。	道のエネルギー対策の総合調整については、現在、経済部が所管しておりますが、引き続きご指摘された趣旨のとおり、その役割を発揮していくものと考えます。	
23	水力発電の優位性（国産エネルギーで再生可能、環境に優しい他）や単価においても長期的には大変有利な点を強調して欲しい。	ご意見につきましては、新たに報告書に追加したいと考えております。	(P4) Ⅱ2(1)で単価について「他電源の発電コストに比べ、インフレや燃料コストの変動等の影響が少なく、長期的に安定している。」と追加記載しました。
24	北海道は包蔵水力の未開発は約40%あり、新エネルギーとして最小規模の地域供給開発等、極力開発を図るべきと考える。 (2件)	新エネルギーや水力は、CO2の排出が少なく、環境への負荷も小さく、資源制限が少ない純国産エネルギーであり、または石油代替エネルギーとして、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対処の観点など、様々な意義を有しています。	
25	地産地消を唱え、道州制を指向する北海道だけでも過疎問題の解消の一助ともなる水力開発を展開することを望む。	しかし、新エネルギーについては、技術的には、ほぼ実用化のレベルに達したと言われておりますが、経済性など克服すべき課題を抱えており、道営として積極的に事業展開する状況にはないと思われま	
26	地球環境を考え、北海道の数多くの資源を積極的に活用する、新エネルギー（中小水力含め）の開発は重要であり、その舵取り役としての道の役割は大きいと考えている。新エネルギー開発を真剣に考えるならば、民間譲渡は、賛成できない。	なお、道は、平成12年9月に「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」を制定し、現在、この条例に基づき策定した「行動計画」に沿って新エネルギーの開発・導入の促進に取り組んでおります。	
27	短中期的な経済性の議論だけでなく、水力以外の自然エネルギーの基盤が整備されるまでの過渡期を埋めるエネルギーとして、水力発電を位置付ける政策の検討が必要であると思う。	今後とも、市町村や民間事業者の取り組みへの支援を通じて、太陽光、風力、雪氷エネルギーなどの新エネルギーの開発・利用が一層促進されるよう協力していくものと考えております。	
28	現時点の道の財政難、経営コストからすれば報告書のとおりであるが、地方政府のエネルギー政策は重要な位置づけになると考えており、水力エネルギーの廃止に繋がるような政策転換には問題があると思う。		
29	安定供給を目的とした、道営による水力開発は必要ないと思うが、セキュリティ、温暖化防止を目的とした水力・新エネによる質の確保の観点からは、道営による開発が全く必要ないと言えるのか。		

整理番号	意見の概要	意見に対する委員会の考え方	報告書への反映等
30	民間に全てを任せるのではなく、道でも電気事業者のチェックが出来る技術を持ち続け、しっかりチェックする姿勢を持っていることが望ましい。	道営電気事業を通じて蓄積してきた電気技術等については、職員の配置転換にあたり、その活用方策について検討することも必要と考えます。	(P16) Ⅳ2⑥に「・・・労働条件に関する事項については、蓄積された電気技術等の活用方策も含め、」と追加記載しました。
31	水力発電は、純国産、環境を汚染しない、持続可能であることを含め、エネルギー政策上重要であるとの抽象的な表現がされるが、重要性を具体的な数値に置き換え表すことが出来ないのか。	ご意見のとおりと思いますが、国において、今後、エネルギー政策として検討されるものと考えております。	
32	小平オンネ風力発電所は、道立養護学校の自家用として設置されているが、民間譲渡された場合の取り扱いはどうなるのか。 (2件)	今後、道においてその取扱が検討されるものと考えています。	
33	民間譲渡した場合、残された事業のみで組織を維持することは困難と考える。	今後の組織のあり方については、道で検討されるものと考えています。	
34	あり方検討委員の選考方法や意見募集の結果について、公表すべきと考える。	道民にわかりやすく、情報を公開することは重要と考えています。	意見募集結果については、ホームページに掲載します。
35	「厳しい経営見通しにあると考える」としているが、資料P16「資金の動向」の表を見ると、「平成27年度に、一時的に資金がショートするが、長期的には健全経営が維持される」と判断せざるを得ないと思うがどうか。	ご意見のとおりであります。資料編16頁の「資金の動向」の表は、前提として、現行の「卸供給料金算定規則」に基づく料金算定方式（総括原価方式）により売電単価が算定されております。 しかし、この前提としている「料金算定方式」が、平成22年度以降も継続されるかどうか、現在、見通しが得られていない状況にあり、与えられた条件の変化によっては、より厳しい状況が続く場合も考えられる、との趣旨で記載しております。	(P14) Ⅲ①に「内部留保資金が減少し、一時的な資金不足が懸念されるなど、・・・」と一部追加記載しました。
36	「民間活力による経済性・創造性の発揮、事業活性化への期待が大きく、民間移行の比較優位性は高い」としているが、言葉だけではイメージとして理解できても、納得は出来ない。道営電気事業は、民間企業と比較して何が不足しているのかを具体的に示すべきと考える。	経営判断や、計画実行のスピード、市場の対応性の俊敏さ、経営資源（人、物、金、情報）の集中度など、民間企業の場合は、法律・規則・議会承認などに拘束されずに推進できることに優位性があると考えております。	